

羽島都市計画ごみ焼却場の変更理由書(羽島市決定)

1 当該都市計画の都市の将来像における位置付けについて

(1) 上位計画等での位置付けについて

羽島市では、「羽島市第六次総合計画」において、将来都市像を「心安らぐ幸せ実感都市はしま」として定めています。ごみ・し尿処理分野においては、地球環境保全の視点で求められる低炭素社会や循環型社会の実現のため、ごみの減量化を進めるとともに効率的なごみ処理体制の整備を図ることとしています。特に、新たなごみ処理施設の建設推進は重点施策の一つとして位置付けられています。

また、「羽島都市計画区域マスタープラン」において、ごみ処理施設については、広域化に伴い、関係市町との連携のもとで、適切な施設の整備・運営を図るとしています。

(2) 当該都市計画の必要性について

羽島市は、平成14年度から、岐阜羽島衛生施設組合（以下「組合」という。）に加入し、羽島市、岐阜市、羽島郡岐南町及び羽島郡笠松町（以下「構成市町」という。）が共同でごみ処理を行ってきました。

組合では、昭和40年に岐阜市境川地内にごみ処理施設を建設し、平成7年には施設を更新し共同処理を行ってきましたが、地域住民との覚書により、平成28年4月から施設の稼働を停止しています。施設稼働停止以降、岐阜市は所有するごみ処理施設において処理を行い、他の構成市町は県外の民間施設に処理を委託している状況です。

このような中、構成市町の一般廃棄物を将来にわたり安定的、継続的に処理するために、ごみ処理施設の整備を行うことは必要不可欠です。

2 当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性について

(1) 位置・区域の妥当性について

現計画地は、平成23年に羽島市下中町城屋敷及び加賀野井地内にて都市計画決定を行いました。しかし、地権者及び地元の理解が得られず用地取得が困難で、事業推進の目途が立たない状況であったことから、平成26年に組合全員協議会にて、「現計画地とは別に新たな候補地を羽島市内で探すこと」が了承されました。

これを受けて、羽島市が羽島市内にて新たな建設候補地を模索していたところ、平成28年に羽島市平方第二土地区画整理組合より羽島市へ、羽島市平方第二土地区画整理事業地内の大規模街区へのごみ焼却施設の誘致につい

て要望書が提出され、羽島市から組合へ新たな建設候補地として当該地区を報告しました。

その後、組合において、一般廃棄物処理施設用地選定委員会を設置し、現計画地と新たな建設候補地の比較検証を行い、地元の理解度、土地利用の制約、経済性などの観点から総合的に評価した結果、この新たな建設候補地が建設用地として選定されたことから、当該都市計画の位置・区域へ変更することとして決定しました。

(2) 規模の妥当性について

現計画では、ごみ焼却場と緑地や地域貢献施設等を含めた面積を約29,400㎡としていましたが、当該計画では、工場棟、管理棟、駐車場、緑地、地域貢献施設等や将来を見据えた施設管理に必要な土地を含め、羽島市平方第二土地区画整理事業地内の保留地の規模と整合を図り、面積を約31,500㎡としています。

以上のことから、当該区域で一般廃棄物を処理することについて支障無いものと判断し、円滑な都市活動を支え都市生活者の利便性の向上を図るとともに、地球環境にやさしい循環型社会の形成の基礎となる、より環境に配慮した施設を整備するため、岐阜羽島衛生施設組合ごみ焼却場の位置、面積の都市計画変更を行なうものです。